

7. そ の 他

(1) 税率と納期

(令和7年4月1日現在)

税 率		納 期	
1. 市 民 税		第 1 期 6 月 1 日～同月30日 第 2 期 8 月 1 日～同月31日 第 3 期 10月 1 日～同月31日 第 4 期 翌年 1 月 1 日～同月31日 給与特別徴収は 6 月～翌年 5 月までの12回 年金特別徴収は 4 月、 6 月、 8 月、10月、12月、翌年 2 月の 6 回	
(1) 個 人			
・ 所得割 一律 6/100			
・ 均等割 3,000 円			
(2) 法 人		事業年度終了の日から 2 ヶ月以内（ただし、法人税において確定申告の提出期限が延長されているときはその延長された期日） ※法人税割の税率について 令和元年9月末以前に開始する事業年度では、税率は12.1/100、 [] 内の場合の税率は9.7/100となります。	
・ 法人税割（※） 8.4/100 〔 但し、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で 法人税額が年600万円以下の法人は6.0/100に軽減 〕			
・ 均等割			
資本金等の金額	姫路市従業者 総数		税率（年額）
下記に掲げる法人以外の法人等			6万円
1 千万円以下の法人	50人超		14万 4千円
1 千万円を超え 1 億円 以下である法人	50人以下		15万 6千円
	50人超		18万円
1 億円を超え10億円 以下である法人	50人以下		19万 2千円
	50人超		48万円
10億円を超え50億円 以下である法人	50人以下	49万 2千円	
	50人超	210万円	
50億円を超える法人	50人以下	49万 2千円	
	50人超	360万円	
2. 固定資産税		第 1 期 5 月 1 日～同月31日 第 2 期 7 月 1 日～同月31日 第 3 期 9 月 1 日～同月30日 第 4 期12月 1 日～同月25日	
1.4/100			

(1) 環境性能割（価格が50万円を超える軽自動車取得時に課税）
軽自動車の環境性能に応じて、自家用の場合、非課税、1/100、2/100のいずれか、営業用の場合、非課税、0.5/100、1/100、2/100のいずれか

種 類			税率 (1台・年)
原動機付 自転車	ア 総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kW以下（ウ・オを除く、 特定小型原動機付自転車を含む）		2,000円
	イ 二輪で総排気量50cc超90cc以下 （ウを除く）又は 定格出力0.6kW超0.8kW以下		2,000円
	ウ 二輪で総排気量125cc以下 かつ最高出力4.0kW以下		2,000円
	エ 二輪で総排気量90cc超125cc以下 （ウを除く）又は 定格出力0.8kW超1.0kW以下		2,400円
	オ ミニカー （特定小型原動機付自転車を除く）		3,700円
軽自動車	二 輪		3,600円
	三 輪		3,900円
	四 輪 貨 物	自 家 用	5,000円
		営 業 用	3,800円
	四 輪 乗 用	自 家 用	10,800円
		営 業 用	6,900円
二輪の小型自動車			6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円
	その他の作業用		5,900円

5月1日～5月31日

※一定の環境性能を有する
新車の軽四輪車等について
は、取得の翌年度に限りグ
リーン化特例（軽課税率、
取得期間令和8年3月31
日まで）が適用されます。
また、新車登録から13年を
経過する三輪以上の軽自動
車には重課税率が適用され
ます。

4. 市たばこ税 1,000本につき 6,552円	翌月末日
5. 特別土地保有税 ※平成15年度以降、当分の間新規課税停止 保有分 1.4/100 取得分 3/100 (固定資産税相当額を控除) (不動産取得税相当額を控除)	課税案件なし
6. 入湯税 入湯客一人一日につき 150円	翌月15日
7. 事業所税 資産割 1 m²につき 600円 従業者割 支払給与総額の 0.25/100	個人 翌年3月15日 法人 事業年度終了の日 から2ヵ月以内
8. 都市計画税 0.3/100	固定資産税と同じ

(2) 市税の徴収に要する経費調

(「課税状況等の調 第39表」より)

(単位:千円)

区分		年度	1	2	3	4	5	6
税収入額		①市 税	97,797,976	96,684,619	95,958,570	99,073,528	100,184,479	101,745,659
		②個人の県民税	19,705,386	20,132,949	19,486,905	19,945,308	20,487,704	19,379,822
		③合 計	117,503,362	116,817,568	115,445,475	119,018,836	120,672,183	121,125,481
徴 税 費	人件費	④基 本 給	440,885	431,240	432,817	431,193	425,498	441,192
		⑤諸 手 当	315,978	306,685	291,713	281,607	296,516	297,576
		(イ)超過勤務手当	69,841	66,359	54,763	52,167	63,923	50,277
		(ロ)税務特別手当	743	676	719	763	664	667
		(ハ)その他の手当	245,394	239,650	236,231	228,677	231,929	246,632
		⑥そ の 他	175,972	181,853	182,448	180,015	175,996	178,133
		⑦小 計	932,835	919,778	906,978	892,815	898,010	916,901
	需用費	⑧旅 費	997	1,561	1,758	1,880	1,766	2,323
		⑨賃 金	14,977	0	0	0	0	0
		⑩そ の 他	294,847	200,763	176,541	346,709	265,667	228,695
		⑪小 計	310,821	202,324	178,299	348,589	267,433	231,018
	⑫納 税 奨 励 金		0	0	0	0	0	0
	⑬そ の 他		349	349	349	342	340	333
	⑭合 計		1,244,005	1,122,451	1,085,626	1,241,746	1,165,783	1,148,252
県民税 徴収取扱費		⑮納税義務者数を基準 にした金額	745,701	755,706	762,258	764,403	767,223	775,458
		⑯⑮以外の金額 (過誤納金及び還付加算金に 係るものを除く)	360	360	255	264	266	698
		⑰合 計	746,061	756,066	762,513	764,667	767,489	776,156
差 引 ⑱ (⑭－⑰)			497,944	366,385	323,113	477,079	398,294	372,096
税収入額に対す る徴税費の割合			(A) (⑭／③) (%)	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9
			(B) (⑱／①) (%)	0.5	0.4	0.3	0.5	0.4
徴 税 職 員 の 数 (人) ※			126	127	126	123	124	121
会計年度任用職員等の数 (人)			5	5	5	5	5	5

※任期付短時間勤務職員を含む

(3) 税務機構及び職員数

(令和7年10月1日現在)

課・係等		部長	課長	課長 補佐	係長	主任	主事	主事補	事務員 他	合計	性 別	
											男性	女性
税 務 部		1								1	1	
主 税 課	税 制 担 当		1	1		1	1			4	4	
	システム 担 当				1					1	1	
	総合窓口・軽自動車税担当			1			2	1		4	2	2
	小 計		1	2	1	1	3	1	0	9	7	2
市 民 税 課	管理・システム担当		1		1	1				3	2	1
	法人・諸税担当				1	3				4	4	
	個人住民税第一担当			1		1	2	2		6	4	2
	個人住民税第二担当				1	1		3		5	3	2
	個人住民税第三担当				1	2	2	1		6	4	2
	個人住民税第四担当			1			2	2		5	4	1
	小 計		1	2	4	8	6	8	0	29	21	8
資 産 税 課	管理・償却資産担当		1		1	2	1	2		7	3	4
	土地第一担当			1		3		2		6	5	1
	土地第二担当			1		4	1	1		7	3	4
	家屋第一担当			1		3	3	3		10	4	6
	家屋第二担当				1	1	1	3	1	7	4	3
	所有者担当			1		1	2	1		5	3	2
	小 計		1	4	2	14	8	12	1	42	22	20
納 税 課	債権整理担当			1		3	2	1		7	6	1
	収納・管理担当		1		1	5	2	2		11	5	6
	徴収第一担当				1	1	3			5	3	2
	徴収第二担当				1	2		2		5	3	2
	徴収第三担当				1	1	1	1		4	3	1
	徴収第四担当			1		1	2	2		6	3	3
	小 計		1	2	4	13	10	8	0	38	23	15
合 計		1	4	10	11	36	27	29	1	119	74	45

※任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員、固定資産評価員 を除く

(4) 税務事務分掌

(令和7年10月1日現在)

部	課	担 当	分 掌 事 務
税 務 部	主 税 課	税制担当	1. 課の庶務に関する事。 2. 市税の総括に関する事。 3. 税制の調査並びに市税の統計及び企画に関する事。 4. 税務事務の指導に関する事。 5. 納税思想の普及宣伝に関する事。 6. 固定資産評価審査委員会との連絡に関する事。
		システム担当	1. 市税総合システムの調整に関する事。
		総合窓口・ 軽自動車税担当	1. 軽自動車税の賦課に関する事。 2. 市税の公簿閲覧及び証明に関する事。 3. 市税の相談に関する事。 4. 原動機付自転車の標識の交付及び返納に関する事。 5. 自動車の臨時運行許可に関する事。
	市 民 税 課	管理・システム担当	1. 課の庶務に関する事。 2. 市税総合システムの調整に関する事。
		法人・諸税担当	1. 法人市民税、事業所税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。
		個人住民税第一担当	1. 個人の市民税及び県民税並びに森林環境税の賦課に関する事。
		個人住民税第二担当	
		個人住民税第三担当	
		個人住民税第四担当	
	資 産 税 課	管理・償却資産担当	1. 課の庶務に関する事。 2. 償却資産の評価及び賦課に関する事。 3. 固定資産評価員に関する事。 4. 国有資産等所在市町村交付金の請求に関する事。
		土地第一担当	1. 土地の評価及び賦課に関する事。
		土地第二担当	2. 特別土地保有税の賦課に関する事。 3. 国有資産等所在市町村交付金の照会に関する事。

部	課	担 当	分 掌 事 務
税 務 部	資 産 税 課	家屋第一担当	1. 家屋の評価・賦課に関する事。
		家屋第二担当	
		所有者担当	1. 固定資産税及び都市計画税の納税義務者の管理に関する事。 2. 固定資産税及び都市計画税の調定に関する事。
	納 税 課	債権整理担当	1. 市税、個人の県民税及び森林環境税並びにこれらに係る徴収金の滞納処分の整理及び公売に関する事。 2. 国税又は地方税の滞納処分の例により滞納処分することができる歳入に係る債権(債権を所管する機関から移管を受けたものに限る。)の徴収及び滞納処分に関する事。
		収納・管理担当	1. 課の庶務に関する事。 2. 市税、個人の県民税及び森林環境税並びにこれらに係る徴収金の収納整理に関する事。 3. 市税、個人の県民税及び森林環境税の徴収に係る嘱託並びに受託に関する事。 4. 振替納税に関する事。 5. 過誤納金等の還付に関する事。
		徴収第一担当	1. 市税、個人の県民税及び森林環境税並びにこれらに係る徴収金の納税指導及び滞納処分に関する事。
		徴収第二担当	
		徴収第三担当	
		徴収第四担当	

(5) 税務手当等

(賦課徴収手当)

- ① 市税の納税義務者の住居又は事業所に立ち入って行う市税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合

1 日につき 250円

- ② 市税又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の搜索又は差押物件の封印若しくは引揚げに従事した場合

1 日につき 300円

令和 7 年度 市税概要

姫路市財政局税務部主税課

令和 7 年（2025 年）11 月